

収 支 報 告 書

令和 5 年 5 月 10 日

堺市議会議長

様

議員氏名

札幌 泰司

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	466,462	466,462	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	0	0	
広 報 ・ 広 聴 費	707,011	707,011	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	795,125	795,125	
支 出 合 計	1,968,598	1,968,598	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 4 年度

事業実施報告書

大阪維新の会 堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4 月～ 3 月	政策情報（政策リサーチ）
	7 月	政策情報（時事通信社）
	1 1 月	図書館建設について先進的な取り組みを行った那須塩原市への視察を行った。
		堺市議会日本台湾友好交流議員連盟として台湾・桃園市を含む各団体への視察を行った。
[広報・広聴費]	1 0 月・1 2 月・2 月	市政報告チラシを作製し、ポスティング・新聞折込や駅頭等で配布した。
[事務・事務所費]	4 月～ 3 月	・住民からの相談等や意見の聴取等に対応する為、市政事務所・政務活動専用電話・政務活動専用の携帯電話、事務用品用意した。

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/4/4	1		1,250	-1,250	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/4/8		810,000		808,750	政務活動費4月分、5月分、6月分 受入		
2022/4/11	2		4,103	804,647	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/4/11	3		13,024	791,623	iPad分アップルケア2年分 支払い	⑨	
2022/4/11	4		2,697	788,926	ガソリン代 支払い	①	
2022/4/25	5		16,665	772,261	政策リサーチ5月分 支払い	①	
2022/4/25	6		52,264	719,997	事務所賃料・駐車場賃料5月分 支払い	⑨	
月 計		810,000	90,003	719,997			
累 計		810,000	90,003	719,997			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/5/6	1		1,250	718,747	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/5/10	2		4,995	713,752	ガソリン代 支払い	①	
2022/5/10	3		4,061	709,691	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/5/10	4		14,480	695,211	ファイルボックス代 支払い	⑨	
2022/5/10	5		5,373	689,838	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/5/24	6		52,264	637,574	事務所賃料・駐車場賃料6月分 支払い	⑨	
2022/5/24	7		16,665	620,909	政策リサーチ6月分 支払い	①	
月 計		0	99,088	-99,088			
累 計		810,000	189,091	620,909			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/6/6	1		1,250	619,659	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/6/10	2		4,364	615,295	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/6/10	3		5,338	609,957	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/6/10	4		2,567	607,390	ガソリン代 支払い	①	
2022/6/10	5		16,500	590,890	時事通信7月～9月分 支払い	①	
2022/6/24	6		16,665	574,225	政策リサーチ7月分 支払い	①	
2022/6/24	7		52,264	521,961	事務所賃料・駐車場賃料7月分 支払い	⑨	
2022/6/24	8		12,180	509,781	新幹線運賃 支払い	①	
月 計		0	111,128	-111,128			
累 計		810,000	300,219	509,781			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/7/4	1		1,250	508,531	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/7/8		810,000		1,318,531	政務活動費7月分、8月分、9月分 受入		
2022/7/11	2		250	1,318,281	タクシー代金 支払い	①	
2022/7/11	3		375	1,317,906	タクシー代金 支払い	①	
2022/7/11	4		5,358	1,312,548	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/7/11	5		2,656	1,309,892	ガソリン代 支払い	①	
2022/7/22	6		16,665	1,293,227	政策リサーチ8月分 支払い	①	
2022/7/22	7		52,264	1,240,963	事務所賃料・駐車場賃料8月分 支払い	⑨	
月 計		810,000	78,818	731,182			
累 計		1,620,000	379,037	1,240,963			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/8/4	1		1,250	1,239,713	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/8/10	2		27,240	1,212,473	新幹線運賃 支払い	①	
2022/8/10	3		7,871	1,204,602	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/8/10	4		5,377	1,199,225	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/8/10	5		6,120	1,193,105	視察宿泊代 支払い	①	
2022/8/10	6		2,905	1,190,200	ガソリン代 支払い	①	
2022/8/26	7		16,665	1,173,535	製作リサーチ9月分 支払い	①	
2022/8/26	8		52,264	1,121,271	事務所賃料・駐車場賃料9月分 支払い	⑨	
月 計		0	119,692	-119,692			
累 計		1,620,000	498,729	1,121,271			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/9/5	1		1,250	1,120,021	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/9/12	2		16,500	1,103,521	時事通信10月～12月分 支払い	①	
2022/9/12	3		4,980	1,098,541	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/9/12	4		5,354	1,093,187	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/9/12	5		2,277	1,090,910	ガソリン代 支払い	①	
2022/9/22	6		16,665	1,074,245	政策リサーチ10月分 支払い	①	
2022/9/22	7		52,264	1,021,981	事務所賃料・駐車場賃料10月分 支払い	⑨	
月 計		0	99,290	-99,290			
累 計		1,620,000	598,019	1,021,981			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/10/4	1		1,480	1,020,501	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/10/5	2		198,955	821,546	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	⑦	
2022/10/7		810,000		1,631,546	政務活動費10月分、11月分、12月分 受入		
2022/10/11	3		12,214	1,619,332	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/10/11	4		2,535	1,616,797	ガソリン代 支払い	①	
2022/10/11	5		5,407	1,611,390	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/10/24	6		16,665	1,594,725	政策リサーチ11月分 支払い	①	
2022/10/24	7		52,264	1,542,461	事務所賃料・駐車場賃料11月分 支払い	⑨	
月 計		810,000	289,520	520,480			
累 計		2,430,000	887,539	1,542,461			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/11/4	1		1,480	1,540,981	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/11/10	2		2,584	1,538,397	ガソリン代 支払い	①	
2022/11/10	3		5,364	1,533,033	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/11/10	4		4,104	1,528,929	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/11/14	5		95,788	1,433,141	視察費用 支払い	①	
2022/11/17	6		933	1,432,208	視察タクシー代 支払い	①	
2022/11/17	7		1,641	1,430,567	視察タクシー代 支払い	①	
2022/11/18	8		4,441	1,426,126	視察タクシー代 支払い	①	
2022/11/18	9		15,750	1,410,376	視察通訳・ガイド代 支払い	①	
2022/11/19	10		2,047	1,408,329	視察タクシー代 支払い	①	
2022/11/24	11		52,264	1,356,065	事務所家賃・駐車場賃料12月分 支払い	⑨	
2022/11/24	12		16,665	1,339,400	政策リサーチ12月分 支払い	①	
月 計		0	203,061	-203,061			
累 計		2,430,000	1,090,600	1,339,400			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/12/5	1		1,480	1,337,920	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2022/12/12	2		5,347	1,332,573	携帯電話代 支払い	⑨	
2022/12/12	3		4,076	1,328,497	事務所電話代 支払い	⑨	
2022/12/12	4		2,470	1,326,027	ガソリン代 支払い	①	
2022/12/12	5		16,500	1,309,527	時事通信1月2月3月分 支払い	①	
2022/12/21	6		15,912	1,293,615	チラシ印刷代 支払い	⑦	
2022/12/21	7		190,432	1,103,183	チラシ印刷・ポスティング代 支払い	①	
2022/12/23	8		16,665	1,086,518	政策リサーチ1月分 支払い	①	
2022/12/23	9		52,264	1,034,254	事務所賃料・駐車場賃料1月分 支払い	⑨	
月 計		0	305,146	-305,146			
累 計		2,430,000	1,395,746	1,034,254			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/1/4	1		1,480	1,032,774	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/1/10		810,000		1,842,774	政務活動費1月2月3月分 受入		
2023/1/10	2		4,584	1,838,190	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/1/10	3		2,496	1,835,694	ガソリン代 支払い	①	
2023/1/10	4		11,418	1,824,276	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/1/24	5		16,665	1,807,611	政策リサーチ2月分 支払い	①	
2023/1/24	6		52,264	1,755,347	事務所賃料・駐車場賃料2月分 支払い	⑨	
月 計		810,000	88,907	721,093			
累 計		3,240,000	1,484,653	1,755,347			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/2/6	1		1,480	1,753,867	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/2/10	2		5,376	1,748,491	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/2/10	3		3,980	1,744,511	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/2/10	4		2,817	1,741,694	ガソリン代 支払い	①	
2023/2/22	5		288,137	1,453,557	チラシ印刷代・ポスティング代 支払い	⑦	
2023/2/22	6		13,575	1,439,982	チラシ印刷代 支払い	⑦	
2023/2/25	7		16,665	1,423,317	政策リサーチ3月分 支払い	①	
2023/2/25	8		52,264	1,371,053	事務所賃料・駐車場賃料3月分 支払い	⑨	
月 計		0	384,294	-384,294			
累 計		3,240,000	1,868,947	1,371,053			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 札幌 泰司

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2023/3/10	1		1,480	1,369,573	携帯電話アップルケア 支払い	⑨	
2023/3/10	2		5,343	1,364,230	携帯電話代 支払い	⑨	
2023/3/10	3		4,681	1,359,549	事務所電話代 支払い	⑨	
2023/3/10	4		2,718	1,356,831	ガソリン代 支払い	①	
2023/3/10	5		16,600	1,340,231	時事通信 4月5月6月 支払い	①	
2023/3/27	6		16,665	1,323,566	政策リサーチ 4月分 支払い	①	
2023/3/27	7		52,264	1,271,302	事務所賃料・駐車場賃料4月分 支払い	⑨	
月 計			99,651	-99,651			
累 計		3,240,000	1,968,598	1,271,402			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

事務所（使用）状況報告書

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名

札幌 泰司

管理責任者 (議員名)	札幌 泰司		
事務所名	ふだば泰司事務所		
所在地	〒593-8324 堺市西区鳳東町5丁440-1 TEL 072(271)9580		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ）		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☒ 会社等（関係団体）	
延べ面積	24.5㎡	賃借料	月額 55,000円 (政務活動費充当額 44,000円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■使用面積による 使用面積 20㎡/延べ面積(㎡) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☐ 電気代・・・ % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80% ☐ その他()・・・ %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 10,000円 (政務活動費充当額 8,000円)
		【所在地】堺市西区鳳東町5丁440-1	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他() ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	他用途との兼用は無いが、政務活動以外の活動にかかる物品を保管している為、面積按分している。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

貸借契約書

(市議事務所)

貸主  様

借主 札幌 泰司 様

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 札幌 泰司 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	山内貸事務所 (2階部分)		
	所 在 地	(住居表示) 堺市西区鳳南5丁440番地1		
		(登記簿) 堺市西区鳳南5丁440番地1と439番地		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成22年4月
	面 積	2階 約24.5㎡		
附 属 施 設				
備 考 現状有姿のままの賃貸借とする。				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

借主本人の市議事務所として使用。

頭書(3) 契約期間

平成29年4月27日 から 平成31年4月26日まで(2年間) 但し、家賃の発生は借主の使用開始準備期間を考慮し、来る7月1日からとする。

目的物件の引渡し時期

平成29年4月27日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000円 (消費税4,000円)	管理・ 共益費	無し	
礼 金	[REDACTED]円	電気・上下水道使用料はメーター計測により別途支払いとする。		
その他の条件		ガスの引込みはありません。必要時は借主において電気器具・プロパンガス器具等の設置を行うこと。		
貸与する鍵	鍵 No.			
	本 数	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	近畿大阪銀行 支店 [REDACTED]		
	☐ 持 参	持 参 先		
	☐ 口座引落	委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸 主	氏名	
	住所 堺市	
管 理 者		
所 在 地	堺市	TEL

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名
		住所

頭書(8) 更新に関する事項

貸主及び借主双方異議が無ければ本契約は更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。)

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現状有姿のままの賃貸借とする。
- ・借主は市議事務所として使用するに必要な内外装及び一切の設備の改修・新設は借主の負担において行うものとする。また原則、建物の主要構造部(屋根・梁・壁・柱・床・階段等)の変更は行わないものとするが、飾壁の撤去及びその他の壁・床・階段の表面内装をリフォームしようとする時は貸主の承諾を得て行うこととする。
- ・借主の都合により市議事務所以外の用途事業を併設しようとする際は、向かい側に存する本件仲介者店舗(不動産賃貸仲介業)と同じ事業は、道義上行わないことを約するものとする。
- ・本建物にはガスの引込みが無いので必要な時は借主において電気器具・プロパンガス器具の設置等を行うこととする。
- ・本契約条項と本特約条項が重複する場合は特約条項を優先する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月27日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	札幌泰司	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	PAPASビルマネジメント	商号又は名称
	代表者の氏名	中野 清隆	代表者の氏名
	免許証番号	大阪府知事(9)第2690号	免許証番号
宅 地 建 物 取 引 士	免許年月日	平成28年11月21日	免許年月日
	氏 名	[REDACTED]	氏 名
	登録番号	(大阪) 第 [REDACTED] 号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	PAPASビルマネジメント	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	堺市西区鳳東町4丁325 072-272-1532	事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の使用用途に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする

(共益費)

第4条 共益費の設定は行いません。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・プロパンガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金及び保証金)

第6条(A) 礼金以外に敷金及び保証金の設定は無いものとする。

(礼金)

第6条(B) 乙は甲に対し、この契約の締結時に頭書(4)に記載する礼金を甲に支払うものとする。

2 礼金はこの契約が終了し、乙が目的物件の明渡し、その他この契約による乙の債務の履行を完了しても甲は一切この礼金の返還はしないものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の使用内容を変更してはならない。

- 一 本物件を頭書(2)記載の使用用途以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項及び特約に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を2ヶ月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件を引渡し当初の原状に復する義務を負わない。但し、自然損耗以外の乙の使用上の過失等による重大な損傷がある時は、乙はその損傷部を修復し甲の承認を得て退去するものとする。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、使用目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」は、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。尚、本件賃貸借契約において契約書各条項と特約条項の定めが重複する場合は特約条項の定めを優先するものとする。

駐車場貨貸借契約書

貸與人 [] を甲とし、賃借人ふだばは貸主事務所を乙として、甲・乙間に甲の経営する駐車場に乙が所有する自動車を経営するため、次の通り駐車場の賃貸借に関する契約を締結する。

第1条 乙が利用する駐車場の自動車置き場は次の通りとする。

所在地) 堺市西区東町5丁440-1
(名称) 山内馬車場
(車種) 普通車
(車両所有者名) (車両プレートナンバー) No. [redacted] 号

・賃料老力月金	10,000	円也
・保証金	[REDACTED]	円也(解約引金)
・礼金	[REDACTED]	円也

第2条 この契約書の期間は平成19年7月1日より平成30年6月1日まで
向こう1年間とする。

第3条 賃料(使用料)の支払いは、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する方法で支払うこととし、万一壹カ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず、甲は乙に何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は何の異議も申し立てずに即時明け渡すものとする。

また、月の途中における最初の場合には、

また、月の途中における契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、月の途中における解約については甲の既納の駐車料金は返還しないものとする。

第4条 公租公課の増額、物価の変動または、近隣の状況に及び、賃料(使用料)の増額を生じた時は契約期間中に於いても甲乙合意の上、定める事ができる。

第5条 契約車両は契約の場所以外に置かないこと。但し、甲が駐車場の管理上やむを得ず指定自動車置き場の変更の必要がある時は乙はこれに従わなければならない。

尚、通路は常時充分に空けておき、他車の出入りを妨げないこと。

第6条 乙は甲に無断で契約車両以外を雇うてはならない。また、乙はこの契約上の権利を譲渡並びに転貸、その他第三者に使用させてはならない。

第7条 甲または甲の命ずる管理者の定めた管理契約に違反した場合、甲は直ちに何等催告なくして本契約を解除することが出来る。

第8条 駐車場には乙の地上権、借地権は発生せず、使用権のみ認めるものとする。また、駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物、及び自動車以外の物品等の持込みをし、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。尚、乙はこの駐車場を商店の運営、物置、倉庫、その他契約外の目的に使用することとはできない。

第9条 契約車両の保金とは乙が行い、甲は天災地変等による損害並びに火災・盗難及びその他の理由による車両の事故、紛失、振出等、その関係者の故意、過失による責任は甲は乙に対して負わないものとする。但し、事故防止等に必要な措置を講ずるため、甲及びその管理人又は、その指定人は随時駐車場内に立入り得ることとし、

第10条 乙またはその代理人・使用者・運搬者・同乗者、その他関係者等の故意または過失により駐車場またはその施設や付帯設備、駐車場の他の自動車の損害を与えたときは、乙は速やかに賠償するものとする。

第1条 乙は第1条記載の車両を変更しようとするときは、甲の承諾を必要とする。

第12条 車庫証明発行の手続きをする時は、乙は証明手数料として別途手数料を支払うものとする。

第13条 甲が車城証明を所得し登録された後は、速やかに車両番号を甲に通知しなければならない。

第14条 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月以上前にお互い通告し、乙は完全に明け渡すこととする。但し、乙が予告なく契約を解除する時は1ヶ月分の駐車料金を甲に支払い本契約を解除することができる。

第15条 解約の時は、乙は甲に対して未払金、弁償金があればそれを完済した後、甲はそれを確認の上、第1条記載の保証金から解約引き金 〃 円を差し引き、乙に返還する。

また、礼金の場合はこの契約が終了し、乙が目的物件の明渡し、その他この契約による乙の義務の履行を完了しても甲は乙に対し一切この礼金の返還はしないものとする。

第16条 甲の都合による契約解除によつて生ずる損害については、甲に一切請求することは出来ない。又、請求しない。

第17条 乙は本契約を更新する際は期間満了の1ヶ月前までに甲に使用継続の通知をずるものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無き時は本契約は解除したものとし、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

〔毎月の駐車料金の振込先〕 事務所家賃と同時振込み

普通・当座 銀行 支店

※(振込手数料は借主のご負担とする。)

平成29年6月17日

母(母)在彼

氏名

— 16 —

如出

仲介者

駐車場賃貸借契約に係る覚書

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 ふだば泰司事務所 を乙として平成 29 年 6 月 17 日に締結された駐車場賃貸借契約書について、下記の通り条文を修正する事とし、その証として本書2通を作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

* 原契約

(所在地) 堺市西区鳳東町5丁440-1

(名 称) 山内駐車場 [REDACTED] 号

(車 種) 普通車

(賃 料) 10,000円/月

※第17条

「乙は本契約を更新する際に期間満了の1ヵ月前までに甲に使用継続の通知をするものとし、万一通知を怠った場合で何ら連絡の無い時は本契約は解除したものとし、以後の使用を停止されても一切異議を申し立てないものとする。」

↓ (修正)

「本契約の期間満了の1ヵ月前までに、甲・乙から何らの意思表示がないときは、本契約は更に1年間同一条件をもって更新されるものとする。」

平成30年 5月 / 日

貸主(甲)住所

堺市 [REDACTED]

氏名

[REDACTED]

TEL

[REDACTED]

借主(乙)住所

堺市 [REDACTED]

氏名

ふだば 泰司

TEL

[REDACTED]

政策リサーチ利用個別覚書

札幌 泰司（以下、甲という）と株式会社トーショー（以下、乙という）とは、甲乙間の平成30年11月13日付政策リサーチ申込書（以下、申込書という）に基づき、次のとおり個別覚書（以下、本覚書という）を締結する。

本覚書に定めた以外は、政策リサーチ利用規約によるものとする。

第1条（料金）

甲は乙に対し、下記のシステム利用料金等を、下記口座に振り込んで支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

記

（１）初期登録費用	金	15,000円（消費税別）
（２）月額システム利用料	金	15,000円（消費税別）

振込口座 三菱東京UFJ銀行 室町支店
普通預金 XXXXXXXXXX
名 義 株式会社トーショー

第2条（支払方法）

甲は乙に対し、平成29年12月末日限りの支払いにより前条の利用料金の支払を開始するものとする。

2. 甲の初回の支払は、初期登録費用と利用開始月分（12月利用分）及び翌月分（2019年1月利用分）の月額情報利用料を合わせて支払うものとする。

3. 以降の月額システム利用料の支払は、利用月の前月末日までに支払うものとする。但し、利用月の前月末日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日までとする。

第3条（利用期間）

政策リサーチの契約期間は、次のとおりとする。

2018年12月1日より2019年11月30日

第4条（更新及び解約）

甲から乙に対し、利用期間満了日より3か月前までに書面による解約の申出が無い場合は、1年間の自動更新を行うものとする。

以上のとおり、覚書を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成30年 11 月 13 日

(甲)

堺市西区鳳東町5丁440-1

札場泰司



(乙) 株式会社 トーショー

東京都中央区銀座5-9-8

クロス銀座ビル7階

代表取締役社長 小出陽平



出張報告書

令和4年7月13日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名

札幌 泰司

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 下記各項目についての現地調査並びに取組みについてのヒアリング
 ①宇都宮市「宇都宮市におけるスマートシティ推進事業について」
 ②那須塩原市「那須塩原市における図書館事業について」

2. 期間 令和4年7月11日（月）～令和4年7月12日（火）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月11日（月）	14:00～16:00	宇都宮市役所
②	7月12日（火）	9:30～11:30	那須塩原市 図書館「みるる」

4. 面談者

宇都宮市

- ・ 総合政策部 スーパースmartシティ推進室
 - Uスマート グループ 係 長 [] 様
 - 地域デジタルグループ 主任主事 [] 様
 - 主 事 [] 様
- ・ 行政経営部 経営管理課
 - 行政デジタルグループ 係 長 [] 様
- ・ 議会事務局 政策調査課
 - 政策調査グループ 係 長 [] 様

那須塩原市

- ・ 那須塩原市図書館
 - 館長 [] 様
 - 管理係長 [] 様
- 同

(株) 図書館流通センター
那須塩原市議会事務局

様
議事課課長 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①宇都宮市役所

○時系列の報告

7月11日 14:00、宇都宮市役所に到着。宇都宮市議会副議長・舟本 肇様からご挨拶を受けた後、ヒアリングを行う。

ご対応者 ・ 総合政策部 スーパースマートシティ推進室

Uスマート グループ 係 長 様

地域デジタルグループ 主任主事 様

主 事 様

・ 行政経営部 経営管理課

行政デジタルグループ 係 長 様

・ 議会事務局 政策調査課

政策調査グループ 係 長 様

【宇都宮市におけるスマートシティ推進事業について】

・ スーパースマートシティについて

スーパースマートシティとは、宇都宮市独自のものであり、「子どもから高齢者まで誰もが豊かで便利に安心して暮らすことが出来、夢や希望がかなうまち」、「持続可能な都市基盤であるネットワーク型コンパクトシティを基に、地域共生社会・地域経済循環社会、脱炭素社会の実現」「ひとづくりとデジタルを原動力に発展し続けるまち」を想定している。

スーパースマートシティの実現に向けたDXの取り組みについては、庁内のDXと庁外にむけたDXがあり、庁外DXとして宇都宮市は、2016年に人口減少期に入り、移住人口の促進、子育て環境の整備の一環として、基幹交通機関としてLRTの導入、バス路線の再編・地域内交通の導入・公共交通機関の連携強化を進めている。

・ 宇都宮市DX推進体制

行政経営部 総務部門 経営管理課の所管 行政デジタル化の推進に関すること、情報システムの開発や調査研究、運用管理、調整に関すること

総合政策部 企画部門 スーパースマートシティ推進室の所管 地域情報化に掛かる施策の立案及び総合調整に関すること、スーパースマートシティ全般の推進に関すること

○行政デジタルの推進について

・ アプリの導入

市民と双方向のコミュニケーションの推進、AIがLINE上で自動応答するサービス「教えてミ

アリ」を展開。24 時間、子育てに関する情報や家庭ごみの分別など住まいに関する問い合わせに答えるサービス。解決率 9 割を維持。登録者 1 万 2 千人。

- ・行政手続きオンライン化の推進
堺市に於いても導入済みのもの

- ・キャッシュレス決済の導入
窓口におけるキャッシュレス決済の導入、約 20 種類の手数料 課税証明書など

- ・AI 相談支援ツールの導入支援
AI による相談支援機能や音声認識機能による保健士の窓口における相談業務の質の向上、報告書や提出書類の自動化を実証中。

- ・共通事務改善ツールの導入
業務量の多い所管課の業務を把握した上で、
オンラインストレージによるデータの共有、相談記録作成システム・庁内向けチャットポッド・
庁内 WEB 会議システムを導入。

○地域デジタル化の取組み

- ・トトラ(交通系 IC カード)の導入。交通・買い物に使えるほか、運賃負担軽減サービス（バスの上限運賃制度・乗り継ぎ割引制度・高齢者外出支援事業（1 万円上限／年））を受けることが出来る。70 歳以上の市民対象。地域サービスを付加した IC カードは全国初。（その後利用の自治体有り）

- ・U-スマート推進協議会（官民連携コンソーシアム）

※まちの賑わい創出プロジェクトとして、LINE 公式アカウント「コレメッケ宇都宮」

※アプリを活用した子育て世代の頼りあい促進プロジェクト

こどもの一時預かりや送迎、お下がり・お裾分けを円滑に実施するアプリを、保育園などクラス単位で頼りあい活動を推進。

※データ分析による効果の見える化やオンライン体操教室の開催による効果的な介護予防プロジェクト 元気な高齢者が増える仕組み作り 淡路市でも同じ取り組み有り

- ・宇都宮市オープンデータポータルサイト

H26 年度から公式 WEB サイトで公開し、利便性を向上させたポータルサイトを開設。

- ・宇都宮デジタルスクエア

自治会等の地域活動団体を主な対象とした、デジタル化に関する取り組み事例などを学ぶこと

ができる「学びの場」「交流の場」令和4年3月に開設。

・デジタルデバイドの解消

スマートフォンキャリアショップと連携して、スマートフォンの利用解説等の講座を開設。

今後の課題と対応

デジタル施策の検証と棚卸し。

戦略的なデータの分析と活用。デジタルデバイス対策。デジタル人材の育成・確保。

【質疑応答】

Q：デジタル化への課題は？

A：高齢者やデジタル化に興味の無い市民への発信をどのようにしていくか課題はある。介護予防プロジェクトなどは広報誌や地域包括支援センターを通じて周知を行った。

Q：自治会におけるデジタルの活用の課題は？

A：実際に自治会活動のメインが高齢者であり、スマートフォンを持っていない・スキルがバラバラであるなどの課題がある。

Q：トトラの仕組みについて。

A：SUICAをベースに、市独自のポイントやサービスを付加している。一枚のカードでSUICA領域と市独自の領域があり、トトラで得られたデータを今後のサービスに行かせるか検討中。福祉ポイントについては年間一万円であり、毎年役所等に出向いていただいてチャージする形式。これまで行っていた高齢者外出支援事業などの交通系福祉事業等をトトラにまとめた。

Q：コレメッケ宇都宮等は実証実験段階なのか、実装に移行しているのか。

A：コレメッケ宇都宮については令和3年実証実験を行い令和4年から実装に移行し、実装主体も下野新聞主体。アズママについては引き続き実証実験を行っている。将来的な実装主体はアズママになると思われる

② 那須塩原市図書館「みるる」について

○時系列の報告

7月12日 宿泊場所より那須塩原市図書館「みるる」に向かい、9時30分到着。那須塩原市議会議員・松田寛人様から挨拶を受け、施設概要説明を受けたのち、現場視察・ヒアリングを行う。

ご対応者	那須塩原市図書館	館長	様
	同	管理係長	様
	(株) 図書館流通センター		様
	那須塩原市議会事務局	議事課課長	様

【那須塩原市図書館「みるる」について】

那須塩原市には、「みるる」含め3か所の図書館があり、「みるる」の前身である旧黒磯図書館は2020年1月末に閉館し、黒磯駅前整備計画の一環として「みるる」が建設された。

開館時期が新型コロナウイルス感染症拡大の時期であったため、オープニングイベント等は取りやめとなり、開館後も閉館時間を順次広げるなどの対応を行ってきた。

【質疑応答】

Q：建設地決定の経緯は？

A：黒磯駅前整備計画の一環で、建設地が市の所有地であったため。

Q：建設費用は？

A：25億9千万円。建設・設計等を含む。市の負担は約17億円。運営コストは1億7千万円（光熱費、委託費を含む）

Q：建築デザイン、伊藤真理氏に決まった経緯は？

A：プロポーザルで100を超える応募があった中、交流などの機能を有した伊藤氏の案を選考した。

Q：利用者について。

A：近くの高校生が多く、駅前立地で旅行者の利用がある。

Q：利用者満足度は？

A：開館時間が長い（夜9時まで）、書籍の見せ方などについて満足度高い。

Q：カフェ併設について。

A：1日の利用者は冬場が50人位。夏場は150人位。休日について冬場は100人、夏場150人位。

Q：運営について。

A：現在は市直営。開館から5年は業務委託で対応し、その後指定管理者制度等を検討予定。

Q：学芸員・司書について。

A：学芸員は4名、司書資格所有者は15名。

Q：本展示ルールの徹底について。

A：開館前と閉館後に整理を行っている。一度に全てを行うことは難しいので、毎日少しずつ行っている。

Q：旧黒磯図書館について。

A：旧黒磯図書館の蔵書数は約15万冊。2020年1月末に閉館。3月から引っ越し作業を行った。場所は末広町に所在していたが、借地であったため現在は取り壊した。

【視察の成果】

今回の視察は、本市が取り組んでいるスマートシティ計画の先進市として宇都宮市を、また、老朽化が進み近い将来的に建替えの必要がある中央図書館について、特徴ある図書館建設を行った那須塩原市を選んだ。

宇都宮市が取り組んでいるスーパースmartシティ推進事業については、一部本市が既に行っている行政手続きのデジタル化などが含まれているが、「トトラ」については、本市の高齢者外出支援事業に活かすことが出来る様な取組みだと感じた。

那須塩原市「みるる」は、黒磯駅前整備事業の一環として駅前にあった市所有地に建てられた。

建設に当たっては、建設に際し他自治体の新しく建てられた図書館を参考にされた上で、地元出身の建築家・伊藤麻里氏が設計、建設も地元企業三社がJVを組んで建てられた。

「おしゃべりできる」「見せる」「交流の場」といったコンセプトが貫かれ、飲食スペースが建物中央付近に設けられるなど全体を見通せる造りとなっている。

単に本を収め読み貸し出す場所から、人が集う場所として図書館に求められる要素が今後も多様化していくことが考えられることから、本市中心図書館建替えの際には、ハード面では蔵書数や読書スペースなどばかりに注目するのではなく、建物全体のデザインと共に「憩う」「集う」スペースにも気を配る必要性が感じられた。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

6－8、7－2、7－3、8－2、8－5

出張報告書

令和5年1月12日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名

札幌 泰司

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 堺市と台湾の民間外交を推進することにより、日本と台湾の持続可能な友好関係の実現と、交流を通じた堺市政の発展や市民生活の向上を図る

①桃園市長 表敬訪問

②台日文化経済協会 会長表敬訪問

③台湾日本関係協会 訪問

④台湾観光協会 表敬訪問

2. 期間 令和4年11月17日（木）～令和4年11月19日（土）

3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11月17日（木）	16:30～17:30	桃園市政府
②	11月18日（金）	10:00～11:00	台日文化経済協会
③		12:30～13:30	台湾日本関係協会
④		14:30～15:00	台湾観光協会
⑤		16:00～16:30	日本台湾交流協会

4. 面談者

桃園市政府

・市長 鄭文燦 様 秘書處 處長 [REDACTED] 様
秘書處 専門委員 [REDACTED] 様 資訊科技局 局長 [REDACTED] 様

・台日文化經濟協會

会長	杜恒誼	様	副会長	■■■■■	様	秘書長	■■■■■	様
副秘書長	■■■■■	様	常務理事	■■■■■	様	常務理事	■■■■■	様
常務理事	■■■■■	様	監事	■■■■■	様	理事	■■■■■	様
理事	■■■■■	様	理事	■■■■■	様	理事	■■■■■	様

・台湾日本關係協會

秘書長 ■■■■■ 様
 外交部亞東太平洋司 日本綜合事務科 一等秘書 ■■■■■ 様

・台湾觀光協會

秘書長 ■■■■■ 様 組長 ■■■■■ 様 專員 ■■■■■ 様
 專員 ■■■■■ 様

・日本台湾交流協會

台北事務所副代表 ■■■■■ 様 經濟部 主任 ■■■■■ 様

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1 桃園市政府

○時系列の報告

11 月 17 日 16:30 桃園市政府に到着。

ご対応者 市長 鄭文燦 様 秘書處 處長 [REDACTED] 様
専門委員 [REDACTED] 様 資訊科技局 局長 [REDACTED] 様

- ・鄭文燦 桃園市長より歓迎の挨拶があり、現在日本の千葉県・香川県、加賀市・千葉市・宮崎市と姉妹都市となっている事、桃園市には台湾の製造業が集積し、日本企業のトヨタなどが進出している事が紹介された。

桃園市としては、さらに友好都市・姉妹都市を広げて人的・物的な交流の促進を考えており、工業系・IT系ものづくりの強みを活かして海外との経済活動を考えている。

堺市とは、シャープの親会社であるホンハイや、シマノの自転車部品を使ったジャイアントなどとの交流があり親近感を持っている。

また、桃園市を本拠地とする楽天モンキースは、日本企業の楽天がオーナーであり、台湾においても野球が活発に行われていることから、少年野球などを通じた民間交流について意見交換を行った。

②台日文化経済協会

11 月 18 日 10:00 台日文化経済協会に到着。

ご対応者

会長	杜恒誼	様	副会長	[REDACTED]	様	秘書長	[REDACTED]	様
副秘書長	[REDACTED]	様	常務理事	[REDACTED]	様	常務理事	[REDACTED]	様
常務理事	[REDACTED]	様	監事	[REDACTED]	様	理事	[REDACTED]	様
理事	[REDACTED]	様	理事	[REDACTED]	様	理事	[REDACTED]	様

- ・杜恒誼 台日文化経済協会会長より、台日文化経済協会が設立 70 周年を迎える事、これまでの活動、さまざまな産業についての説明を受けた。

特にサプライチェーンの変化により、経済成長が続いている事、新規参入や新技術の積極的導入など、失敗しても再チャレンジできる環境があることが経済的な成長につながっている。

現在は、特に IT 産業等の先端産業が注目されているが、台南地域を中心に農業・食品産業にも力を入れている。

また、野球や卓球などを含めたスポーツについても力を入れている。

③台湾日本関係協会

11 月 18 日 12:30 デン(黒に占)水樓南京店に到着。

ご対応者 秘書長 [REDACTED] 様

- ・ [REDACTED] 台湾日本関係協会秘書長より、台湾・日本間を往来する観光客数の推移について説明があった。特に台湾側から訪日希望が強く、コロナ感染症による渡航制限が解除されてからは多くの方が訪日している。一方、日本から台湾に訪れる数はまだ少なく、コロナ前の様な来訪者が早く戻ってくることを希望している。

コロナ前は、修学旅行を含めた学生の旅行が、日本・台湾共に多かったが、現在、台湾からは韓国にシフトしつつある。また、これまでの観光色の強い内容から「コト消費」に移りつつある。

④台湾観光協会

11月18日 14:30 台湾観光協会に到着。

ご対応者 秘書長 [REDACTED] 様 組長 [REDACTED] 様
専員 [REDACTED] 様 専員 [REDACTED] 様

- ・ 台湾は自転車、バイクでの交通が盛んであるが、堺はシマノの自転車が有名で共通するところがある。台北市でも有名な YouBike(ユーバイク)には、シマノの部品(ギア)が使われている。台湾と日本、堺市とサイクリングする良い場所の案内等交換しあえたら良い。
- ・ ITF(台湾国際旅展)8月に美食店、11月に旅行展が開催されている。茨城県などが4つのブースを出展し、渡辺直美さんがPRしてくれた。堺市はまだ出展したことがないので、来年3月に申し込みが開始するので、是非とも来て欲しい。堺市も美味しい食べ物や工芸品もあるので、参加したい。関西空港からも近いので、観光のために台湾に訪れて欲しい。

⑤日本台湾交流協會

11月18日 16:00 日本台湾交流協會に到着。

ご対応者 台北事務所副代表 [REDACTED] 様
經濟部 主任 [REDACTED] 様

【質疑応答】

Q：デジタル化への課題は？

A：高齢者やデジタル化に興味の無い市民への発信をどのようにしていくか課題はある。介護予防プロジェクトなどは広報誌や地域包括支援センターを通じて周知を行った。

Q：自治会におけるデジタルの活用の課題は？

A：実際に自治会活動のメインが高齢者であり、スマートフォンを持っていない・スキルがバラバラである。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11-5、11-6、11-7、11-8、11-9、11-10、11-11